

旅行業登録申請書 添付書類一覧表

令和7年9月現在

		旅 行 業 者						旅行業者 代理業		備 考
		新規		更新		変更（種別）				
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
1	登録申請書（１）	○	○	○	○	○	○	○	○	三重県収入証紙 新規：2種・3種・地域限定／20, 000円 代理業者／15, 000円 更新：17, 000円 種別変更登録：11, 000円 登録事項の変更 0円
	登録申請書（２）	△	△	△	△			△	△	営業所（主たる営業所以外）がある場合
	登録申請書（３）			△	△					旅行業者代理業者がある場合のみ ※旅行代理業者：更新不要・保証金不要
2	定款又は寄付行為	○		○				○		
3	法人登記簿謄本	○		○				○		申請書が全て揃った時点から起算して発行日が６ヶ月以内のもの
	住民票		○		○				○	
4	本人・役員の宣誓書（欠格事由に該当しない旨）	○	○	○	○			○	○	住所・氏名・生年月日は自筆（認印不要） 法人：全役員（非常勤役員含む） 個人：申請者本人分
5	旅行業務に係る事業の計画（１）（２）（３）（４）	○	○	○	○	○	○	○	○	
	募集型企画旅行委託契約書の写し	△	△	△	△	△	△			（代売受託がある場合）主たる委託旅行業者との契約書写し及びこれを除く全業者との契約書最終頁 新規：契約年月日を「新規登録の日」と記載した本契約書写し又は登録後本契約とする覚書
	航空券発券に係る契約書の写し	△	△			△	△			発券契約等がある場合
	海外手配業者等との契約書の写し	△	△			△	△			海外手配業者等との契約がある場合
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	
7 ※3	最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書	○		○		○				基準資産額＋（営業保証金又は弁済業務保証金分担金）以上が必要。 2種／920万円（非会員1, 800万円） 3種／360万円（同600万円） 地域限定／103万円（同115万円） ※1 上記金額は、年間取扱額が最小の区分の場合
	財産に関する調書		○		○		○			基準資産額＝資産合計〔－不良債権－繰延資産（操業費等）－営業権〕－負債合計－営業保証金（又は弁済業務保証金分担金）
8	7. の決算書類に関する監査証明又は資産負債の明細書	○	○	○	○	○	○			資産負債の明細書は、税務署に提出した書類一式（法人概況書説明書を含む） 個人の場合は残高証明等
9	旅行業協会の発行する入会確認書又は入会承認書（写し）（※2）	△	△							登録後直ちに旅行業協会の会員となる場合（入会承認がなければ登録不可） 弁済業務保証金分担金：2種／220万円 3種／60万円 地域限定／3万円 代理業者／なし ※1 上記金額は、年間取扱額が最小の区分の場合
10	旅行業務取扱管理者 選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	一営業所に1名以上選任 従業員10名以上の営業所は10名に1名の割合で選任 ○総合旅行業務取扱管理者／国内及び海外旅行 ○国内旅行業務管理者／国内旅行のみ
	合格证又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	
	定期研修修了証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	新規の場合のみ、定期研修修了証の写しに代えて、受講に係る誓約書でも可。誓約書は代表者名義 住所・氏名・生年月日は自筆（認印不要）
	履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	住所・氏名・生年月日は自筆（認印不要）
	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	住所・氏名・生年月日は自筆（認印不要）（役員を兼ねていれば不要）
11	事故処理体制についての書類	○	○	○	○					海外業務を行う場合は海外での事故にも対応し得よう社内体制を整える事
12	旅行業者代理業業務委託契約書の写し							○	○	親会社との契約書写し
13	旅行業約款（標準旅行業約款と同一のもの）	○	○			○	○			
	旅行業約款認可申請書	△	△			△	△			標準旅行業約款以外の約款を使用する場合のみ
14	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	△	△	○	○	○	○			JATA・ANTA会員：弁済業務保証金分担金納付 非会員：登録後に営業保証金を法務局に供託：2種／1, 100万円 3種／300万円 地域限定／15万円 代理業者／なし （いずれの場合も登録の通知を受けた日から14日以内に納付） ※1 上記金額は、年間取扱額が最小の区分の場合

○印は全ての場合に必要 △印は該当する場合のみ必要

JATA: (社) 日本旅行業協会
ANTA: (社) 全国旅行業協会
(全国旅行業協会三重県支部: 〒514-0824津市神戸202 TEL059-225-2201)

（直近の）取引額報告書			□	□						直近会計年度の提出がない場合
-------------	--	--	---	---	--	--	--	--	--	----------------

※1 7,9,14に記載の金額は年間取扱額が最小の区分であり、例えば、年間取扱額が第3種の場合2億円以上、地域限定の場合400万円以上の場合など、取扱額の増加に応じて必要となる金額が加算されます。
※2 入会確認書は日本旅行業協会(JATA)が発行 入会承認書は全国旅行業協会(ANTA)が発行しています。